

おおい町空き家等家賃支援事業補助金交付要綱

〔 令和 7 年 4 月 1 日
告示第 132 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空き家、既存住宅の利活用とおおい町への定住促進及び地域の活性化を図ることを目的に、空き家又は既存住宅を賃借する者に対して、家賃の一部を補助することについて、おおい町補助金等交付規則（平成 18 年おおい町規則第 32 号）及びおおい町建設課所管補助金等交付要綱（平成 22 年おおい町告示第 14 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 おおい町内に立地し、居住その他の使用がなされていない期間が 1 年以上の一戸建て住宅で床面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されたもの
- (2) 既存住宅 おおい町内に立地し、居住その他の使用がなされていない期間が 1 年未満の一戸建て住宅で床面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されたもの
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料(管理費、公益費、駐車場使用料等の直接住宅の賃借料とはならないものを除く。)をいう。

(交付対象者)

第 3 条 本補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 空き家又は既存住宅を賃貸し、当該物件に 3 年以上居住する意思のある個人
- (2) 空き家又は既存住宅を賃貸し、当該物件を活用した事業を 3 年以上継続して行う意思のある個人又は法人

(交付対象とならない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としなない。

- (1) 当該補助対象住宅の所有者の 3 親等内の親族である者
- (2) 町税等に滞納がある者
- (3) 町内に当該補助対象住宅以外の住宅を所有している者
- (4) 過去に本要綱による補助金の交付を受けたことがある者

(補助対象外事業)

第 5 条 第 3 条第 2 号に該当するもので、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としなない

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業その他公的な資金の使途として社会通念上不適切であ

ると町長が認める事業

(2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、公序良俗に反する事業その他町長が不適切と認める事業

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象住宅の家賃の月額に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、月額2万5千円を限度とする。

(補助金の交付対象期間)

第7条 補助金の交付対象期間は、第9条の規定による交付の決定日の翌月(決定日が月の初日である場合には、決定日の属する月)から当該賃貸借契約が終了するまでの期間とし、24カ月を限度とする。

2 交付の決定に係る期間の終了は、交付の決定日の属する年度の3月までとするが、翌年度以降も補助金の交付を受けようとする場合は、前項に規定する交付対象期間の範囲内で申請ができるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、おおい町空き家等家賃支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)及び別表1に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、おおい町空き家等家賃支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第10条 申請者は、交付申請書に記載した内容に変更が生じたときは、おおい町空き家等家賃支援事業補助金変更申請書(様式第6号。以下「変更申請書」という。)に、変更等の内容が確認できる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は、変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、おおい町空き家等家賃支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第11条 申請者は、交付の決定に係る期間の終了後、速やかに、当該事業の成果を記載したおおい町空き家等家賃支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第8号)掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 交付の決定に係る期間の終了が当該年度の3月である場合には、前項「交付の決定に係る期間の終了後、速やかに」とあるのを「交付の決定日の属する年度の3月31日までに」

と読み替えるものとする。

(補助金の確定及び交付)

第12条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書兼請求書を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定しおおい町空き家等家賃支援事業補助金の額確定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付は原則、年1回とし、交付の決定に係る期間が9カ月以上ある場合は、おおい町空き家等家賃支援事業補助金実績報告書兼請求書(中間)(様式第10号)を提出し、1回に限り中間払いができるものとする。

(補助金の返還等)

第13条 町長は、申請者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 前2号のほか、本要綱に定める補助金交付の要件を欠くに至ったとき。

2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、おおい町補助金等交付規則の定めるところにより補助金を返還しなければならない。

(報告、調査及び指示)

第14条 町長は、補助金の交付に関し、必要があると認めたときは、申請者に対し、報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、又は現地調査、他機関への確認等必要な事項を指示することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 8 条関係）交付申請書添付書類

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 空き家等賃貸借概要書（様式第 2 号）(2) 付近見取図及び建物写真(3) 同意書（様式第 3 号）(4) 誓約書（様式第 4 号）(3) 賃貸借契約書の写し(4) 納税証明書（市町村税の全税目に滞納がないことを証明とするもの。）(5) 個人の場合：世帯全員の住民票
法人の場合：登記事項証明書、定款又は規約等の写し、代表者・役員等の一覧(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 |
|--|

別表 2（第 11 条関係）実績報告書添付書類

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 家賃の支払いを証明できる書類
(通帳の写し、家主による家賃完納証明書など)(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 |
|---|